

後期高齢者医療加入者の人へ



「被保険者証（保険証）」および「資格確認書」更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（浅葱色）や資格確認書（桃色）の有効期限は、7月31日（木）までとなっています。

新しい資格確認書（クリーム色）は、7月中旬に簡易書留などで郵送いたしますので、8月1日（金）からお使いください。

新しい資格確認書（クリーム色）に記載してある自己負担割合は、令和7年度の住民税課税標準額をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証（浅葱色）や資格確認書（桃色）は、8月1日（金）以降に、健康推進課医療保険係へ返却するか、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

※令和6年12月2日より、新たな保険証の発行を終了しマイナ保険証を基本とする仕組みに移行していますが、後期高齢者医療制度に加入する人には、マイナ保険証の有無にかかわらず申請なしで令和8年7月31日（金）まで使える「資格確認書（クリーム色）」をお届けします。

マイナ保険証での受診が難しい人は資格確認書で医療を受けられます。

※資格確認書の裏面に臓器提供の意思表示欄がありますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意していますので、詳しくは健康推進課医療保険係へお問合せください。

自己負担割合	要件
3 割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が145万円以上の人がいる世帯の加入者
2 割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上の人がいいて ・被保険者が1人の場合、「年金収入＋その他所得額」の合計が200万円以上ある人 ・被保険者が2人の場合、「年金収入＋その他所得額」の合計が320万円以上ある人
1 割	上記条件に該当しない世帯の加入者

資格確認書の色は毎年変更されます

令和6年8月1日～
令和7年7月31日の
資格確認書

桃色

令和7年8月1日～
令和8年7月31日の
資格確認書

クリーム色

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」について

令和6年12月2日以降、後期高齢者医療制度では「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の新規発行を終了しています。今後の取り扱いは以下のとおりです。

■現在「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）」（浅葱色）、「限度額適用認定証（限度証）」（桃色）をお持ちの人および、「資格確認書」（桃色）に負担区分の併記を申請されている人

7月31日（木）で有効期限が切れますので、新しく「負担区分が併記された資格確認書」（クリーム色）を7月中旬に郵送します。8月1日（金）からご使用ください。

■新しく申請が必要な人

負担区分が低所得者Ⅰ・Ⅱの人および現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人で、現在「減額証」、「限度証」または「負担区分が併記された資格確認書」をお持ちでない人は、外来および入院で受診される際に利用できますので、健康推進課医療保険係に申請してください。

【申請に必要なもの】

資格確認書、本人確認書類

■マイナ保険証で受診される人

マイナ保険証を利用すれば、申請がなくても自己負担限度額までの支払いとなります（長期に入院されている場合の届出は必要です）。

■入院・外来時の自己負担限度額

負担割合	負担区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	自己負担限度額 適用の有無
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上の人)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <4回目以降 140,100円> (※1)		適用なし 申請不要
	現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上の人)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <4回目以降 93,000円> (※1)		適用あり 併記申請が必要
	現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上の人)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <4回目以降 44,400円> (※1)		適用あり 併記申請が必要
2割	一般Ⅱ	18,000円 (年間上限 14.4万円) または {6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%} の低い方を適用	57,600円 <4回目以降 44,400円> (※1)	適用なし 申請不要
	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限 14.4万円)		
1割	低所得者Ⅱ (※2)	8,000円	24,600円	適用あり 併記申請が必要
	低所得者Ⅰ (※3)	8,000円	15,000円	適用あり 併記申請が必要

(※1) 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた月が4回以上あった場合、〈 〉内の金額となります。

(※2) 低所得者Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)。

(※3) 低所得者Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の人。

(年金の公的年金等控除額を80.67万円、給与所得は所得金額調整控除前の金額から10万円を控除して計算)

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL0967 (67) 2704